

労政ちば

No.524

ガイドブック号

2008年度

TOPICS

- ☆労働者の労働災害防止と健康保持に関する法律を特集したガイドブック号です。
- ☆“社員いきいき！元気な会社”宣言企業を募集しています！

INDEX

- 労働災害防止と労働者の健康保持のために（労働安全衛生法）……………P 1～P 8
- 千葉県と労働金庫の提携 労働者福祉資金融資制度をご利用ください……………P 10
- 笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス募集……………P 11
- “社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集と宣言企業の紹介……………P 12

労働災害防止と労働者の健康保持のために(労働安全衛生法)

近年、急速な技術革新の進展による作業方法や機器操作の変更、また、パート労働や派遣労働などによる雇用形態の多様化等、雇用労働環境が複雑・多様化しています。しかしながら、事業場の生産活動を優先するあまり、労働者の安全と健康の確保をおろそかにすることは許されません。

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものです。

事業者をはじめとする関係者は、常に労働者の安全と健康の確保を優先し、また、労働者自身もこのことを十分に理解し、安全衛生に関わる活動に積極的に取り組む必要があります。

労働者の安全・健康・快適な職場づくりのための、安全衛生活動に関してQ & Aという形でとりまとめました。

【 概 要 】

Q 1 労働安全衛生法とは、どのような法律ですか。

- A** ○労働安全衛生法は、労働者が業務中又は業務を行ったことによりケガや病気、死亡することのないように、業務を安全に行うための安全衛生管理体制や健康診断の実施責務、快適な職場環境の整備などについて規定しています。
(労働安全衛生法第1条)
- なお、違反した場合は、罰則があります。

Q 2 労働災害の定義はなんですか。

- A** ○労働災害とは、労働者の就業する建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、または作業行動その他の業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、または死亡することです。
(労働安全衛生法第2条1号)

Q 3 労働安全衛生法は、どのような労働者・事業者が適用になるのですか。

- A ○適用になる労働者は、正社員、パートタイム労働者、アルバイト、派遣労働者など、使用従属関係のもとに賃金を得て労務を提供する者のことです。
 (ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人は除く。)
 (労働安全衛生法第2条2号)
- また、適用になる事業者は、事業を行う者で、労働者を使用する者のことです。
 (労働安全衛生法第2条3号)

【安全衛生管理体制】

Q 4 事業者は、労働者の安全衛生を守るために、どのような責任体制を整える必要がありますか。

- A ○安全衛生管理体制として、業種と事業場の規模（常時使用する労働者数）に応じ、「総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、作業主任者」などを選任する必要があります。
 (労働安全衛生法第10条～14条)
- また、事業場ごとに、事業者と労働者が労働災害の防止策などを調査・審議する「安全委員会」や「衛生委員会」、又は「安全衛生委員会」を設置することになっています。(労働安全衛生法第17条～19条)
- この他、安全衛生の水準向上を図るため、安全管理者や衛生管理者など、労働災害の防止業務に従事する者に、安全衛生教育を行うとともに、講習や研修などを受ける機会を与えるようにしてください。
 (労働安全衛生法第19条の2第1項)

	選任・設置要件	業務内容						
総括安全衛生管理者	①林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業： 常時使用する労働者が100人以上の事業所 ②製造業、電気業、ガス業、熱供給業等： 常時使用する労働者が300人以上の事業所 ③その他の事業： 常時使用する労働者数1,000人以上の事業所 (労働安全衛生法施行令第2条)	①安全管理者や衛生管理者などの指揮 ②労働者の危険、健康障害の防止措置 ③労働者の安全・衛生教育の実施 ④健康診断の実施その他健康の保持増進措置 ⑤労働災害の原因の調査及び再発防止対策 など (労働安全衛生法第10条第1項)						
安全管理者	・林業や建設業、運送業、清掃業、製造業など、厚生労働省令で定める業種： 常時使用する労働者数 50人以上の事業所 (労働安全衛生法施行令第3条) なお、労働安全衛生規則に定める業種と規模に応じて、専任の安全管理者を1名以上選任	・総括安全衛生管理者の指揮を受け、事業場の安全に係る技術的事項を管理(上記②～⑤) ・作業場等を巡視し、施設、作業方法等における危険防止措置 (労働安全衛生法第11条第1項)						
衛生管理者	・常時使用する労働者数 50人以上の事業所 (労働安全衛生法施行令第4条) ・事業場の規模により選任者数の定めあり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業場の規模 (常時使用する労働者数)</th> <th>選任者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上200人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>200人超 500人以下</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	選任者数	50人以上200人以下	1人	200人超 500人以下	2人	・総括安全衛生管理者の指揮を受け、事業場の衛生に係る技術的事項を管理(上記②～⑤) (労働安全衛生法第12条) ・少なくとも毎週1回作業場等を巡視して、設備、作業方法又は衛生状態をチェックし、労働者の健康障害の防止措置
事業場の規模 (常時使用する労働者数)	選任者数							
50人以上200人以下	1人							
200人超 500人以下	2人							

	<table border="1"> <tr> <td>500人超1,000人以下</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>1,000人超2,000人以下</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>2,000人超3,000人以下</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>3,000人超</td> <td>6人</td> </tr> </table> <p>(労働安全衛生法施行規則第7条第1項4号)</p>	500人超1,000人以下	3人	1,000人超2,000人以下	4人	2,000人超3,000人以下	5人	3,000人超	6人	
500人超1,000人以下	3人									
1,000人超2,000人以下	4人									
2,000人超3,000人以下	5人									
3,000人超	6人									
安全衛生推進者及び衛生推進者	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場（労働安全衛生規則第12条の2） <p>なお、安全管理者の選任義務のある業種については、安全衛生推進者を、それ以外の業種については衛生推進者を選任してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業場の安全・衛生（衛生推進者は、衛生に係る業務）に係る技術的事項を管理 <ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備等の点検および使用状況の確認 ②作業環境・作業方法の点検等 ③健康診断、健康の保持増進 など <p>(労働安全衛生法第12条の2)</p>								
産業医	<ul style="list-style-type: none"> ①常時使用する労働者数が50人以上の事業場（労働安全衛生法施行令第5条） ②常時使用する労働者数が3,000人を超える事業場は、2人以上（労働安全衛生規則第13条第1項3号） ③常時1,000人以上の労働者を使用する事業場または一定の有害な業務に常時500人以上の労働者を使用する事業場は、専属の産業医を選任（労働安全衛生規則第13条第1項2号） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の健康管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①健康診断及び面接指導等の実施 ②作業環境の維持管理、健康教育、健康相談 ③少なくとも毎月1回作業場等を巡視して、作業方法又は衛生状態をチェックし、労働者の健康障害の防止措置 <p>(労働安全衛生法第13条第1項) (労働安全衛生規則第14条第1項各号) (労働安全衛生規則第15条第1項)</p>								
作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> 高圧室内作業など、労働安全衛生法施行令第6条で定める作業を行う事業場（労働安全衛生法第14条） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項（労働安全衛生法第14条） 								
安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、港湾運送業、自動車整備業、清掃業など：50人以上の事業所 ②製造業、運送業、電気・ガス・熱供給・水道、機械修理業など：100人以上の事業場（労働安全衛生法第17条） 	<ul style="list-style-type: none"> ①労働者の危険防止のための基本対策 ②労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に関する事項 ③労働者の危険防止に関する重要事項に関して調査審議 <p>(労働安全衛生法第17条第1項)</p>								
衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> 常時50人以上の労働者を使用する事業場（労働安全衛生法第18条） 	<ul style="list-style-type: none"> ①労働者の健康障害防止のための基本対策 ②労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に関する事項 ③労働者の健康障害防止及び健康の保持増進に関する重要事項に関して調査審議 <p>(労働安全衛生法第18条第1項)</p>								
安全衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> 安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないとき、それぞれの委員会の設置に代えることができる。（労働安全衛生法第19条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容は、安全委員会、または衛生委員会に同じ 								

*上記のほか、労働安全衛生法では、自社の従業員と請負企業の従業員が混在する事業場や派遣労働者を使用する事業場について、それぞれの労働者が安全に業務できる安全衛生体制を整備するよう規定しています。

【 労働者の就業に当たっての措置 】

Q5 各種作業や機械等の操作、化学物質の取扱いなどに対する労働者への安全意識の啓発はどのようになっていますか。

- A ○事業者は、次の安全・衛生教育を行ってください。
- ① 雇入れ時、または作業内容変更時の安全・衛生教育
 - ア) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法
 - イ) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法
 - ウ) 作業手順など（労働安全衛生法第59条第1・2項）

（労働安全衛生規則第35条）
 - ② 危険・有害な業務に関する安全・衛生のための特別教育
クレーン操作やエックス線装置など労働安全衛生規則第36条で定める危険・有害な業務に従事する労働者に、特別に学科教育と実技教育を行わなければなりません。

（労働安全衛生法第59条第3項）
 - ③ 職長等に対する安全・衛生教育
作業中の労働者を直接指導・監督する職長などの指導不足等が、労働災害の発生を招きかねないので、労働災害が比較的多く発生している建設業や製造業などの職長等に対して、次の安全・衛生教育を行う必要があります。
 - ア) 作業方法の決定及び労働者の配置
 - イ) 労働者に対する指導・監督の方法
 - ウ) その他、労働災害を防止するため必要な事項

（労働安全衛生法第60条）

Q6 体力や俊敏性などが衰えてきている高齢者を労働災害から守るためにはどうしたらよいのですか。

- A 事業者は、労働災害を防止するために、中高年齢者等の就業に当たり、特に配慮を必要とするものについては、心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めることとなっています。
重労働や長時間労働、高所作業、危険を伴う作業などは、特に配慮をするようにしてください。

（労働安全衛生法第62条）

【 健康の保持増進のための措置 】

Q7 労働災害を防止するために、どのように作業場等の作業環境を維持・管理すればよいでしょうか。

- A ○事業者は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければなりません。

（労働安全衛生法第3条第1項）

 - ① 快適な職場環境の実現のための具体的内容として、
 - ア) 浮遊粉じんや臭気などの空気環境
 - イ) 温度や湿度などの温熱条件
 - ウ) 作業空間や通路などの適切な維持管理 等（快適職場指針第2の1）
 - ② この他、有害な業務を行う屋内作業場等（労働安全衛生法施行令第21条に定める作業場）について、関係規則に基づき必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しておく必要があります。

（労働安全衛生法第65条第1項）

(例)

作業場の種類	作業環境測定の内容
土石や岩石などの粉じんを著しく発散する屋内作業場	空気中の濃度、粉じん濃度 6月以内に1回
暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	気温及び湿度・ふく射熱など 半月以内に1回
石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場	空気中の石綿の濃度 6月以内に1回

*事業者は、作業環境測定の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設または設備の設置または整備、健康診断の実施など適切な措置を講じることになっています。

(労働安全衛生法第65条の2第1項)

Q 8 労働者の健康診断は、どのような場合に行うのでしょうか。

A 健康診断は、大きく分けて一般健康診断と特殊健康診断に分けることができます。

○一般健康診断

- ① 雇入れ時健康診断 : 雇い入れるときに行う健康診断
- ② 定期健康診断 : 年1回、定期的に行う健康診断
- ③ 特定業務従事者健康診断 : 深夜業や高温作業など特定業務従事者への健康診断
(健診項目は定期健康診断に同じ、6月以内に1回実施)
- ④ 海外派遣労働者健康診断 : 海外に6月以上派遣するとき等に行う健康診断
- ⑤ 結核健康診断 : 結核の発病のおそれのある労働者に行う健康診断
- ⑥ 検便による健康診断 : 給食従業員を対象に行う健康診断

などの一般健康診断を、事業者は行う必要があります。

(労働安全衛生法第66条第1項)

○特殊健康診断

事業者は、高圧室内作業や潜水業務、石綿やベンジジンなど労働安全衛生法施行令第22条に定める有害な業務に従事する労働者、または、従事させたことのある労働者に対し、法令等に基づき、じん肺健康診断や有機溶剤健康診断など、特別な健康診断を行わなければなりません。

(労働安全衛生法第66条第2項)

Q 9 健康診断で異常を確認した場合は、どうしたらよいのでしょうか。

A ○事業者は、健康診断の結果、当該労働者の健康を保持する必要がある場合は、医師または歯科医師の意見を勘案し、就業場所の変更や労働時間の短縮など必要な措置を講じる必要があります。

(労働安全衛生法第66条の5)

Q10 健康診断を受けたくないのですが、受けなくとも良いのでしょうか。

A ○労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

しかし、事業者が指定する健康診断を受けず、その他の医師または歯科医師の行う労働安全衛生法の規定に相当する健康診断を受け、その結果を書面により事業者に提出する場合は、良いことになっています。

(労働安全衛生法第66条第5項)

Q11 派遣労働者の健康診断は、どうなっているのでしょうか。

- A** ○派遣労働者については、派遣元事業主が行う健康診断と派遣先事業主が行う健康診断があります。
- ① 派遣元事業主は、Q8に記載している「一般健康診断」を行う必要があります。
(労働安全衛生法第66条第1項)
- ② 派遣先事業主は、労働安全衛生法施行令第22条に定める有害な業務を派遣労働者に行わせる場合、Q8に記載している「特殊健康診断」を行う必要があります。
(労働者派遣法第45条第3項)
- *なお、派遣先事業主は、特殊健康診断の結果を記載した書面を派遣元事業主に送らなければなりません。
(労働者派遣法第45条第10項)

Q12 近年、ストレスが原因で心のバランスを崩す労働者が多く、労災認定件数も増加傾向と聞きますが、事業場におけるメンタルヘルス対策はどのように進めればよいのでしょうか。

- A** ○厚生労働省では、メンタルヘルス対策を推進するため、平成18年3月に「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定・公示しました。
- 指針の主な内容は、次のとおりです。
- ① 労働者自身がストレスに気付き、自らストレスの予防等に努める「セルフケア」
- ② 事業場の管理監督者等が気付き、労働者の心理的不可などを軽減する「ラインによるケア」
- ③ 事業場の産業医や衛生管理者などが連携し、対応する「事業場内産業保健スタッフによるケア」
- ④ 精神保健福祉センターなど事業場外の専門家を活用する「事業場外資源によるケア」
- の4つのケアを進めることが重要であるとしています。

【 労 災 補 償 】

Q13 労災補償は、どのようなときに適用されますか。

- A** 労災補償は、業務災害と通勤災害が対象です。
(労働者災害補償保険法第2条の2)
- 業務災害とは、労働者が業務中またはその業務を原因として負傷し、又は疾病にかかることをいいます。
- 業務中でも①私用を行っていたり、②労働者が故意に災害を起こしたとき、③第三者から暴行を受けたとき、④地震や台風などの天災地変などにより、負傷したときは対象外になります。ただし、第三者からの暴行については業務起因性が認められれば対象となる場合があります。
- なお、休憩時間や昼休み等に負傷しても、対象外ですが、事業場の施設や設備などが原因で負傷などした場合、または業務のために出張中に負傷などした場合も労災補償の対象となります。
- 通勤災害
- 通勤災害は、通勤・出勤・退勤途中で負傷、死亡した場合をいいます。
- ただし、住居と事業場との合理的な通勤経路を逸脱し、または中断したときは、その間及びその後の移動で負傷しても対象外になります。
- なお、日常生活品の購入や公衆トイレの利用などで、通勤経路を逸脱し、その後、通常の通勤経路に戻った場合は、通勤経路を逸脱した間を除き、労災補償の対象となります。

Q14 労働者は、業務中または通勤途中でケガや病気、あるいは死亡したときは、どのような補償を受けることができるのでしょうか。

A ○労働者が業務中や通勤途中でケガや病気、そのケガや病気により4日以上休業、障害、死亡したときは、労災保険から次のような補償給付を受けることができます。

(労働者災害補償保険法第12条の8、21条)

種類	支給要件	支給手続き
療養(補償)給付	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等によるケガや病気について ①労災病院または労災指定医療機関等で治療を受ける場合 ②上記以外の医療機関で治療を受ける場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①病院の窓口で「労災」であることを伝え、遅滞なく所定の請求書を、同病院を經由し事業場を管轄する労働基準監督署に提出(治療費を負担する必要はありません。) ②一旦、立て替え後、所定の請求書を、事業場を管轄する労働基準監督署に提出
休業(補償)給付	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等によるケガや病気で、賃金を受けずに4日以上休業した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の請求書を直接、事業場を管轄する労働基準監督署に提出(請求は、休業した日の翌日から2年以内で、一括でも数回に分けることも可)(補償給付は、賃金の8割に当たる額)
障害(補償)給付	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等によるケガや病気で、一定の障害や後遺症が残ったとき(障害の程度に応じて年金か一時金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病が治癒した翌日から5年以内に、所定の請求書を直接、事業場を管轄する労働基準監督署に提出
遺族(補償)給付	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等により労働者が死亡したとき(遺族の状況に応じて年金か一時金)(障害補償年金の受給者が死亡したときは、給付されません) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族の方は、当該労働者の死亡日の翌日から5年以内に、所定の請求書を直接、事業場を管轄する労働基準監督署に提出
葬祭(料)給付	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等により死亡した労働者の葬祭を行うとき(障害補償年金の受給者が死亡したときは、給付されません) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族の方は、当該労働者の死亡日の翌日から2年以内に、所定の請求書を直接、事業場を管轄する労働基準監督署に提出

Q15 事業者が労災保険に加入していない場合は、どうなるのですか。

A ○労災保険は、労働災害に遭った労働者を迅速・公正に保護するため、必要な保険給付等を行うものであり、事業者は、労働者を1人でも使用しているときは、労災保険に加入する義務があります。

ただし、事業者が労災保険に未加入であっても、労働者には、労災保険法が適用されるため、労働災害に遭ったときは労災保険の補償給付を受けることができます。

(労働者災害補償保険法第1条、3条、労働保険徴収法第3条)

もし、未加入の時に労災事故が発生した場合は、事業者は未納の保険料を遡って納付するとともに、労災保険から給付した金額の100%または40%を追徴されることとなります。

(労働者災害補償保険法第31条)

また、事業者は、労働者が労働災害等により負傷したり、死亡したとき等、または1日以上休業したときは、労災保険の給付を受けるか受けないかにかかわらず、「労働者死傷病報告」を、事業場を管轄する労働基準監督署に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

Q16 派遣労働者を受け入れて事業を行っていますが、派遣労働者が業務中にケガをしたときは、どうしたらよいのでしょうか。

A ○派遣先事業主は、事業場を所管する労働基準監督署に「労働者死傷病報告書」を提出するとともに、その写しを派遣元に渡すことが義務付けられています。 (労働者派遣法第42条)

なお、派遣先事業主は、負傷した労働者を救護し、適切な医療機関で診察・治療を受けさせ、ケガの状況を把握するとともに、労働災害の防止を図るために原因をきちっと把握し、派遣元事業主に伝える必要があります。

○派遣元事業主が行うべきことは、派遣先から送られた「労働者死傷病報告書」の写しをもとに、「労働者死傷病報告書」を作成し、派遣元の事業場を管轄する労働基準監督署に提出することが義務付けられています。 (労働安全衛生規則第97条)

また、派遣元事業主は、派遣労働者の労災保険の加入、保険料の支払いを行うことになっています。派遣労働者の労災給付の請求手続きにも協力する必要があります。

その他、派遣労働者のケガの状況を確認するとともに、職場復帰の期間や再発防止策などについて、派遣先と協議するようにしてください。

～ 相談窓口のご案内 ～

千葉県労働相談センター

千葉市中央区市場町1-1 本庁舎2階 ☎ 043 (223) 2744

相談日時：平日午前9時から午後8時（午後5時以降は電話相談のみ）

◆ 臨床心理士による働く人のメンタルヘルス特別労働相談を実施しています！

相談日時：毎月第2水曜日の午後1時から午後3時、第4水曜日の午後5時から午後7時

相談予約は、千葉県労働相談センター ☎ 043 (223) 2744まで

千葉労働局の相談窓口

千葉労働局	千葉市中央区中央4-11-1	千葉第2地方合同庁舎
労働保険徴収課	☎ 043 (221) 4317	監督課 ☎ 043 (221) 2304
安全衛生課	☎ 043 (221) 4312	労災補償課 ☎ 043 (221) 4313

【労働基準監督署一覧】

千葉労働基準監督署	千葉市中央区中央4-11-1	☎ 043 (308) 0670
船橋労働基準監督署	船橋市海神町2-3-13	☎ 047 (431) 0181
柏労働基準監督署	柏市柏255-31	☎ 04 (7163) 0245
銚子労働基準監督署	銚子市松本町1-9-5	☎ 0479 (22) 8100
木更津労働基準監督署	木更津市富士見2-4-14	☎ 0438 (22) 6165
茂原労働基準監督署	茂原市萩原町3-20-3	☎ 0475 (22) 4551
成田労働基準監督署	成田市東和田字高崎553-4	☎ 0476 (22) 5666
東金労働基準監督署	東金市田間65	☎ 0475 (52) 4358

～ 深夜業に従事する労働者の自発的健康診断受診助成制度 ～

深夜業に従事する労働者の自発的健康診断の健康診断費用の3/4を助成します。

詳しくは、厚生労働省 独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉産業保健推進センターへご連絡ください。

〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー13階

☎ 043 (245) 3551 F A X 043 (245) 3553

ホームページ <http://www.chiba-sarpo.jp>

ちば仕事プラザ各種講座 4月・5月

ちば仕事プラザは、千葉県の委託を受け、勤労者、求職者の方々をはじめ広く県民の皆様にも多様な学習機会を提供しております。

能力開発講座【申込方法】電話でお申し込み下さい。(随時受付・先着順)

仕事に生きる実務能力養成講座

講座名	開講日・時間	定員・受講料等
ビジネス英会話講座1	4/19, 26 5/10, 17, 24, 31 6/7, 14, 21, 28 7/5, 12, 19, 26 8/2(日) 10:30~12:30	18名 35,000円
TOEIC受験対策講座1	4/19, 26 5/10, 17, 24, 31 6/7, 14, 21, 28 7/5, 12, 19, 26 8/2(日) 13:30~15:30	18名 33,000円
3級ファイナンシャル・プランニング技能士受験対策講座	4/18, 25 5/9, 16, 23, 30 6/6, 13, 20, 27 7/4, 11(土) 9:30~12:30	40名 33,500円
宅地建物取引主任者受験対策講座	4/18, 25 5/9, 16, 23, 30 6/6, 13, 20, 27 7/4, 11, 18, 25 8/1, 22, 29 9/5(土) 13:30~16:30	40名 44,000円
インテリアコーディネーター入門講座	5/9, 16, 23, 30 6/6(土) 10:00~16:00	24名 28,500円
暮らしを彩るフラワーデザイン講座	4/23 5/14, 28 6/11, 25 7/9, 23 9/3, 17 10/8(木) 10:00~12:00	25名 15,000円 花材費1回3,000円

パソコン講座

講座名	開講日・時間	定員・受講料等
ワード基礎講座1	4/7, 8, 9 (火・水・木) 10:00~16:00	15名 19,100円
ワード応用講座1	4/21, 22, 23 (火・水・木) 10:00~16:00	15名 15,600円
エクセル基礎講座1	4/14, 15, 16 (火・水・木) 10:00~16:00	15名 15,600円
エクセル応用講座1	5/12, 13, 14 (火・水・木) 10:00~16:00	15名 15,600円
ホームページ作成講座1	5/9, 10, 16, 17, 23, 24 (土・日) 10:00~16:00	15名 26,600円
CAD入門講座1	4/11, 12, 18, 19, 25 (土・日) 10:00~16:00	15名 25,300円
フォトショップエレメンツ基礎講座1	5/30, 31 (土・日) 10:00~16:00	15名 13,800円

企業等受託講座【申込み方法】電話でお申し込み下さい。

企業やあなたのニーズに応える講座をコーディネートします。

従業員の職業能力の開発・向上をお考えの事業主・団体の方々が必要としている各種教育訓練を、ご相談のうえ企画し実施します。個々の業種・業務形態に応じ「必要な時」「必要なテーマ」での研修訓練がすすめられ、従業員の自己啓発や職場の活性化にもつながります。

【会場・お問合せ・資料請求】

ちば仕事プラザ 〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10 ☎ 043 (274) 7771 F A X 043 (274) 7775
H P <http://www.techpyra.jp/> Eメール FJP40347@rifty.com 休館日 月曜・祝日・年末年始

◎交通のご案内 バス・JR総武線・京成電鉄「幕張本郷駅」から

①6番乗り場 京成バス 幕張学園循環(市町村アカデミー経由)で約10分
「市町村アカデミー」下車徒歩約3分

②6番乗り場 京成バス コロンブスシティ経由 海浜幕張駅行で約8分
「浜田緑地」下車徒歩約3分

・JR京葉線「海浜幕張駅」から

③3番乗り場 京成バス コロンブスシティ経由 幕張本郷駅行で約6分
「市町村アカデミー」下車徒歩約3分

徒歩・JR総武線「幕張駅」から25分・京成電鉄「幕張駅」から20分

◎駐 車 場 ・70台収容可能(無料)

中小企業にお勤めの方、育児・介護休業中の方、離職中の方へ
～《千葉県》と《ろうきん》の提携 労働者福祉資金融資制度をご利用ください！～

千葉県と中央労働金庫が提携し、中小企業にお勤めの方、育児・介護休業中の方、離職者の方向けに生活のための低利の融資をいたします。ご利用いただける融資は次の3つです。※所定の融資審査があります。

中小企業労働者生活安定資金	育児・介護休業者生活安定資金	離職者生活安定資金
資金用途 療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費、火災・事故等の損失に充てる費用、住宅補修費等 融資額 100万円以内 金利(固定) 年2.2%(*別途保証料要) 返済期間 5年以内 返済方法 元利均等月賦または月賦・半年賦併用返済 担保 不要 【ご利用資格】 1、中小企業にお勤めの方 2、1年以上同一事業所に雇用されていて年間所得が150万円以上の方 3、県内の同一住所に1年以上居住し、世帯の生計を維持している方	資金用途 育児・介護休業による賃金の減少により生活上必要な資金 融資額 休業期間3ヶ月以下50万円以内、休業期間3ヶ月以上100万円以内 金利(固定) 年1.9%(*別途保証料要) 返済期間 5年以内 返済方法 元利均等月賦または月賦・半年賦併用返済 担保 不要 【ご利用資格】 1と2は、中小企業労働者生活安定資金に同じ 3、育児休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく育児休業・介護休業中の方 4、県内の同一住所に1年以上居住している方	資金用途 融資対象者及びその扶養家族が必要とする生活資金 融資額 30万円以内(一般資金) 20万円以内(特別資金) 一般資金：基本的な生活を維持するために日常的に必要なとする資金 特別資金：中小企業労働者生活安定資金に同じ 金利(固定) 年1.5%(*別途保証料要) 返済期間 3年以内 返済方法 元利均等月賦返済 担保 不要 【ご利用資格】 1、会社の都合又は自己都合により離職している方 2、離職時に雇用保険法第10条に規定する失業給付を受け取ることができる方で、現にその申請を行った方 3、労働の意志及び能力を有し、現に求職活動を行っている方で離職後18ヶ月以内の方 4、県内に1年以上居住し、世帯の生計を維持していた方

※日本労信協の保証(別途0.8%の保証料が必要・上記融資金利に上乗せとなります。)離職者生活安定資金については日本労信協の保証の他に連帯保証人1名が必要になります。

《お問合せ》

※ 詳細は、お近くの中央ろうきん各支店までお問合せください。ご利用の際には、中央ろうきん所定の審査があります。審査結果によってはご希望に添えない場合があります。

◆中央ろうきん 千葉県内・支店一覧

千葉支店 ☎ 043 (251) 5161	木更津支店 ☎ 0438 (25) 5511
野田支店 ☎ 04 (7125) 2525	成田支店 ☎ 0476 (24) 2211
市川支店 ☎ 047 (376) 3311	千葉南支店 ☎ 043 (247) 6666
銚子支店 ☎ 0479 (22) 8484	八千代支店 ☎ 047 (486) 2525
館山支店 ☎ 0470 (22) 1111	柏支店 ☎ 04 (7163) 4567
茂原支店 ☎ 0475 (23) 6611	成東支店 ☎ 0475 (82) 4111
船橋支店 ☎ 047 (434) 2784	千葉県庁前出張所 ☎ 043 (221) 5311
松戸支店 ☎ 047 (365) 8185	幕張支店 ☎ 043 (274) 5111
市原支店 ☎ 0436 (21) 2181	津田沼支店 ☎ 047 (403) 6070

◆千葉県商工労働部雇用労働課 ☎ 043 (223) 2743

上記3つの融資制度が
利用しやすくなりました！

※ 現に就業していれば県外在住の方でも連帯保証人になれるようになりました。
 ※ 再就職が内定した方もしくは再就職後最初の給料を受け取っていない方も離職者生活安定資金をご利用できるようになりました。

就職安定資金融資制度を
ご利用ください！

解雇、雇止め等で社員寮から退去を余儀なくされる方々に対し、厚生労働省からの要請により、全国13の労働金庫にて、住居入居初期費用、家賃補助、生活・就職活動費の融資を取り扱っています。お近くのハローワークにご相談ください。

あなたも技能検定で自分の腕(技能)の評価を！
～平成21年度前期技能検定のお知らせ～

技能検定は、皆さんが持っている技能を厚生労働省の定める一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度です。

特級・1級・単一等級に合格した方には厚生労働大臣から、2級・3級に合格した方には都道府県知事から合格証書が交付され、『技能士』の称号が付与されます。

昭和34年から実施されて以来、全国で延べ300万人以上の『技能士』が誕生し、各職場で活躍されています。誇り

ある『技能士』としてより充実した仕事をするために、技能検定試験にチャレンジしましょう。

- 1 実施予定職種 1級・2級37職種67作業、3級16職種25作業、単一等級2職種2作業
- 2 受付期間 平成21年4月2日(木)～4月15日(水)
- 3 試験の時期 実技試験：平成21年6月8日(月)～9月13日(日)
 学科試験：平成21年7月26日(日)、8月23日(日)・30日(日)、9月2日(水)・6日(日)
 ※試験職種により異なります。
- 4 お問い合わせ 千葉県職業能力開発協会 URL <http://www.chivada.or.jp/>
 〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10 ☎ 043 (296) 1150

千葉県で実施する職種、受検申請書、受検資格、受検手数料など技能検定についての詳細は、お気軽にお問い合わせください。

笑顔いっぱい！フレンドリーオフィスを募集しています

千葉県では、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業・事業所を「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定します。

「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定されると…

- 認定証を交付します。
- ロゴマークを会社案内や名刺等に使用できます。
- 県ホームページに事業所名・取組内容等を紹介します。
- フレンドリーオフィスであることが広く社内外に知られることにより、
 ●企業イメージの向上 ●社員の会社への誇り
 などの効果が期待されます。



「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」になるには…

県内に本社、支店等の事業所があり、障害者法定雇用率を達成（従業員56人未満の事業所では、障害のある人を1名以上雇用していること。）している企業が、自薦又は他からの推薦により応募することができます。応募資格等の詳細については、下記のホームページをご覧ください。

また、下記のホームページではフレンドリーオフィスが、障がいのある人を継続雇用するために職場環境を改善・工夫する様々な取組を紹介しています。是非、ご覧ください。

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_syokunou/friendly/top.html

お問合せ 千葉県商工労働部産業人材課 障害者就労支援室

☎ 043 (223) 2756 FAX 043 (221) 3730



事業主のみなさま労働保険料の年度更新の時期が変わります

《平成21年6月1日～7月10日》

平成21年度の年度更新から、申告・納付時期が6月1日から7月10日に変更になります（算定期間は従来どおり変更ありません）。これに伴い、年度更新申告書は5月末頃の送付となります。

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料に係る年度更新手続を7月10日までにお願いいたします。

労働保険料の年度更新は、昨年申告いただいた概算保険料を平成20年4月1日から平成21年3月31日までの、労働者及び被保険者の賃金総額に基づいて確定保険料を算出いただいて精算し、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの見込みの労働保険料を概算で申告・納付いただくものです。

上記にあわせて、平成21年度から労働保険料の延納（分割納付）の納期限についても以下のとおり変更となります。

	3 回 分 割		
	第 1 期 (初期)	第 2 期	第 3 期
期 間	4. 1～7. 31	8. 1～11. 30	12. 1～3. 31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日

◆ 労災保険及び雇用保険料率について

平成21年度の労災保険及び雇用保険の料率については、改正する各法案を通常国会に提出中です。改正が確定しましたら、厚生労働省及び千葉労働局のホームページ等においてお知らせいたします。

お問合せ 千葉労働局総務部労働保険徴収課 〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 ☎ 043 (221) 4317

“社員いきいき！元気な会社”宣言企業募集中

安心して子を産み、育てられる社会づくりには、職場での仕事と子育てが両立する働き方の実現が不可欠です。

千葉県では、育児休暇などの両立支援制度の普及や活用、男性社員の育児、家事への参加促進など、子を産み育てやすい社会づくりを進めるため、平成17年10月から「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」を募集しています。

平成19年12月以降に新たに登録された宣言企業62社を紹介します。

企業の皆様の積極的なご応募をお待ちしています。

【募集対象】 次のような取組みを一つでも行っている会社や、さらに充実させようとしている会社。

- ①社内では：子育て中の社員へのさまざまな配慮や女性が活躍しやすい配慮など
- ②地域社会では：子ども連れのお客様への配慮や学校のキャリア教育への協力など

【募集方法】 宣言しようとする会社が自ら届け出の場合と、市町村や団体（経済団体、労働組合）などからの推薦をいただく場合があります。

【問い合わせ先】

千葉県商工労働部雇用労働課 ☎ 043 (223) 2741

社員いきいき！元気な会社宣言企業を紹介します（登録日 平成19年12月28日～平成21年3月6日）

番号	企業名	番号	企業名
07-66	土佐工業株式会社	07-97	株式会社ジャパンアイビック
07-67	医療法人社団東光会 茂原中央病院	07-98	聖隷佐倉市民病院
07-68	社会福祉法人 六高台福祉会	07-99	株式会社グリーンクラブ千葉夷隅ゴルフクラブ
07-69	特定非営利活動法人エンター	07-100	郵便局株式会社 船橋郵便局
07-70	株式会社ケンレック	08-01	株式会社ホテルオークラ東京ベイ
07-71	リトルハウス株式会社	08-02	株式会社ヴェリック
07-72	財団法人千葉県文化振興財団	08-03	日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング株式会社
07-73	日本食研株式会社千葉本社工場	08-04	ゴムノイナキ工業株式会社
07-74	マブチモーター株式会社	08-05	株式会社ライスリー
07-75	医療法人社団普照会 井上記念病院	08-06	株式会社アイテック
07-76	富国生命保険相互会社	08-07	医療法人社団圭春会小張総合病院
07-77	医療法人福生会 斎藤労災病院	08-08	株式会社G F S 馬来田の太陽
07-78	千葉消費者住宅生活協同組合	08-09	医療法人社団南洲会勝浦整形外科クリニック
07-79	日産プリンス千葉販売株式会社	08-10	医療法人柏葉会 柏戸病院
07-80	ハリマ産業株式会社	08-11	有限会社新浦安ホテルマネージメント
07-81	(医)新都市医療研究会君津会玄々堂君津病院	08-12	財団法人市川市福祉公社
07-82	リコー販売株式会社千葉支社	08-13	株式会社N I D・I S
07-83	サッポロビール株式会社千葉工場	08-14	日本タービンテクノロジー株式会社
07-84	社会福祉法人大成会	08-15	株式会社河野製作所
07-85	学校法人増田学園 千葉聖心高等学校	08-16	J F Eテクノワイヤ株式会社
07-86	学校法人増田学園 千葉女子専門学校	08-17	医療法人社団紫雲会千葉南病院
07-87	学校法人増田学園 千葉女子専門学校附属聖幼稚園	08-18	国立大学法人千葉大学
07-88	川村学園女子大学	08-19	株式会社アドレス・インフォメーション
07-89	川村学園女子大学附属保育園	08-20	利根物流サービス株式会社
07-90	J F Eスチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)	08-21	社会福祉法人流山あけぼの会
07-91	エムエルアイ・システムズ株式会社	08-22	株式会社東セン貿
07-92	キリンビール株式会社 千葉統括支社	08-23	株式会社ジュエルはま
07-93	医療法人社団周晴会 鈴木病院	08-24	医療法人社団真療会 野田病院
07-94	有限会社エイパックス	08-25	特定非営利活動法人 みなみ高柳保育園
07-95	公益情報システム株式会社	08-26	株式会社M. I. S. インターナショナル
07-96	株式会社東武百貨店船橋店	08-27	キッコーマン株式会社

※各宣言企業の取組内容についてはホームページをご覧ください。URL http://www.pref.chiba.jp/syozku/f_rousei/ryoritu/p01_02.html